【添付資料 1】

インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画

（作成：国際環境 NGO FoE Japan、2017 年 1 月）

●『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』に係る違反点

ガイドラインの該当条項	違反となる可能性の内容
【第 1 部】 *3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方* *(2) 当行による環境社会配慮確認（パラ 3）* 当行は、環境レビューにおいて、……（中略）……２）プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する。	同拡張計画（2 号機）のプロジェクト実施主体者（以下、事業者）は、既存の同事業 1 号機とほぼ同様の構成者であることから、JBIC は環境レビューにおいて、既存の 1 号機事業における事業者の環境社会配慮の経験、実施能力等を十分に踏まえ、拡張計画での環境社会配慮が適切に実行されうるかを確認すべきである。これまでのところ、1 号機による生計手段への影響や大気汚染の状況について、実効性ある対策が検討も実施もされておらず、こうした事業者の経験、実施能力に照らせば、拡張計画でも実効性ある対策がとられず、同様の問題が起こることが予測される。
同上 3. (3) 環境社会配慮確認に要する情報（パラ 4） カテゴリＡ（第 1 部 4.(2)参照）のプロジェクトに関しては、相手国の環境アセスメント制度に基づき行われている、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う。 ※*【第 2 部】2. カテゴリＡに必要な環境社会影響評価報告書*も参照	同拡張計画の環境アセスメントに係る協議会は、小作や漁民だけでなく、地権者のなかにも協議会に招待されない者がいるなど、選抜された人のみが招待された。招待されなかった漁民等が参加し発言をしても、適切な協議はなされなかった。また、環境アセスメントおよび環境許認可の情報公開について、住民への周知がなされておらず、多くの地域住民が意思決定プロセスへの参加機会を与えられていない。こうした環境アセスメント策定プロセスにおけるコミュニティーの適切な参加の欠如については、現在、住民が西ジャワ州発行の環境許認可の違法性を指摘している環境行政訴訟のなかでも指摘している。JBIC は環境レビューにおいて、以上の事実関係を事業者からの情報のみでなく、ステークホルダー等にも確認すべきである。
同上 3. (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準（①） 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認	同拡張計画については、現在、住民が西ジャワ州発行の環境許認可について違法性を指摘する環境行政訴訟を起こしている。同訴訟では、さまざまな環境関連法に係る違法性が指摘されており、JBIC は環境レビューにおいて、同訴訟の判決内容についても確認すべきである。
同上 3. (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準（②） プロジェクトが以下の基準と適合しているかどうかを確認する。国際金融公社（以下「IFC」）のパフォーマンススタンダード	同拡張計画による土地収用、および、生計手段の喪失に関しては、補償金額等が対象者に一方的に提示されるケースなど、住民の適切な参加が確保されておらず、生計回復計画も公開されていない。IFC パフォーマンススタンダード 5「土地収用および非自発的住民移転」では、「10.生計回復の意思決定プロセスは選択肢や代替案が含まれるべきである」、「10.（生計回復の）関連情報の開示と影響を受けるコミュニティー・住民の参加は生計回復活動の策定、実施、モニタリング・評価の間、継続される」、「25.（物理的移転を伴わな

	い）経済的損失のみの場合、事業者はパフォーマンススタンダードの目的を満たす影響住民／コミュニティーに対する補償の提供、および、その他の支援に関する生計回復計画を策定する」と規定されており、JBIC は環境レビューにおいて、こうした点を事業者からの情報のみでなく、ステークホルダー等にも確認すべきである。
同上 3. (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準（③） 日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）及び借入人等との対話を行い、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。	同拡張計画で設置が予定されている大気汚染対策技術は、日本の石炭火力発電所で利用されている高性能かつ利用可能な最良の技術ではない。この点について、JBIC は、地元政府機関の基準が緩く、また、ガバナンスがうまく機能しないなか、日本企業が『ダブル・スタンダード』に甘んじて公害輸出を進めることを看過するのではなく、地域住民の健康等に対し日本国内と同等の配慮が行なわれるよう、確認すべきである。
4. 環境社会配慮確認手続き *(3) カテゴリ別の環境レビュー* カテゴリＡプロジェクトについては、借入人等から、以下の文書が提出されなければならない。当行は、これらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う。 ① プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書 ② 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画（必要に応じ生計回復計画を含む）	同拡張計画については、現在、住民が西ジャワ州発行の環境許認可について違法性を指摘する環境行政訴訟を起こしている。同訴訟で環境許認可が無効とされる可能性があることから、JBIC は環境レビューにおいて、同訴訟の判決内容についても確認すべきである。 また、同拡張計画に伴い、大規模な生計手段の喪失が発生することから（環境アセスメントによれば、製塩農家だけで 610 名）、JBIC は事業者からの生計回復計画の提出を確保すべきである。
5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開 *(1) 基本的考え方（パラ 1, 2, 3）* 当行は、環境レビュー及びモニタリングにおいて様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。 これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、当行は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。さらに当行は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。 以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。	住民グループが JBIC に対し、同拡張計画に係る懸念・問題点を指摘するレター（2016 年 9 月）を提出したが、JBIC から住民グループへの直接の回答は一切なく、JBIC が住民グループの懸念等に関し、どのように環境レビューを行なっているかについて、アカウンタビリティが確保されていない。また、JBIC は住民グループの懸念等に係る事実関係について、住民グループへの確認を一切行なっておらず、必要な情報収集を怠っている。 NGO が環境アセスメント英訳版の情報提供を求めているが、JBIC は同文書を「参考資料」の位置付けとし、提供を拒否している。JBIC が実質、環境アセスメント原文（インドネシア語）ではなく、同英訳版を基に環境レビューを行なっていることから、JBIC はどのような文書・情報を基に環境レビューを実施しているかに関し、アカウンタビリティ及び透明性を確保するため、事業者の同意の下、同英訳版の情報提供を行なうべきである。
同上 5. (2) 情報公開の時期と内容 *② 環境レビュー時の情報公開（パラ 4）* 環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書の入手状況及び当該文書	同拡張計画に伴い、大規模な生計手段の喪失が発生することから、JBIC は事業者からの生計回復計画の提出を確保するべきである。また、IFC パフォーマンススタンダードに「10.（生計回復の）関連情報の開示と影響を受けるコミュニティー・住民の参加は生計回復活動の策定、実施、モニタリング・評価の間、継続される」と規定されるとおり、現地では生計回復計画が開示されていなくてはならないため、したがって、JBIC も生計回復計画に係る文書の入手状況及び当該文書を公開すべ

	きである。
【第２部】 *1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮* *(3) 検討する影響のスコープ（パラ２）* 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響及び不可分一体の施設の影響も含む。	同拡張計画に隣接する地域において、今後、新規の石炭火力発電事業の計画があることから、既存の１号機も合わせ、同地域におけるすべての石炭火力発電所の累積的影響を考慮すべきである。しかし、同拡張計画の環境アセスメントでは、累積的影響に関する検討・評価が十分になされていない。
(4) 法令、基準、計画等との整合（パラ１） プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。	同拡張計画については、現在、住民が西ジャワ州発行の環境許認可について違法性を指摘する環境行政訴訟を起こしている。同訴訟では、さまざまな環境関連法に係る違法性が指摘されている。
(5) 社会的合意及び社会影響（パラ１） プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。	同拡張計画の環境アセスメントに係る協議会は、選抜された人のみが招待されており、多くの地域住民は参加していなかった。また、招待されなかった漁民等が参加し発言をしても、適切な協議はなされなかった。このように、同拡張計画について、早期の段階からの地域住民等ステークホルダーとの十分な協議はなされていない。こうした環境アセスメント策定プロセスにおけるコミュニティーの適切な参加の欠如については、現在、住民が西ジャワ州発行の環境許認可の違法性を指摘している環境行政訴訟のなかでも指摘している。
(5) 社会的合意及び社会影響（パラ２） 女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。	同拡張計画の影響を受ける小作、農業労働者（製塩農家）や小規模漁民の多くは、環境アセスメントの協議会に招待されていなかった。このように、発言権の弱い立場にある住民が、同拡張計画に係るあらゆる意思決定プロセスに適切に参加できるような配慮はなされていない。
(7) 非自発的住民移転（パラ１） 影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。	同拡張計画に伴う土地収用において、依然、地権者との間で補償措置について合意に至っていないケースがある。生計手段の喪失に関しては、補償金額等が対象者に一方的に提示されているケースも報告されており、対象者との合意が適切な形でとられたか精査が必要である。また、現在のところ、同拡張計画の影響を受ける小規模漁業、製塩、農業等に従事する住民に対する適切かつ実効性ある補償・生計回復対策は見られない。
(7) 非自発的住民移転（パラ２） プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。	現在のところ、同拡張計画の影響を受ける小規模漁業、製塩、農業等に従事する住民が、生活水準等を改善または少なくとも回復できるような十分かつ実効性ある補償・生計回復対策は見られない。
(7) 非自発的住民移転（パラ３） 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。	同拡張計画による土地収用、および、生計手段の喪失に関しては、補償金額等が対象者に一方的に提示されるケースなど、住民の適切な参加が確保されていない。影響を受ける住民の適切な参加が確保された形での生計回復計画の策定プロセスも見られない。また、住民に聞く限り、苦情処理メカニズムについても整備されていない（あるいは、整備されていた場合でも、住民に適切に周知

	されていない）。
(7) 非自発的住民移転（パラ4） 大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、適合を確認する国際金融機関の基準で求められる内容が含まれることが望ましい。	同拡張計画による生計手段への影響に関する生計回復計画は公開されていない。影響を受ける住民の適切な協議参加や十分な情報公開が確保された形での生計回復計画の策定プロセスも見られず、それどころか、補償金額等が対象者に一方的に提示されるケースなどが報告されている。IFC パフォーマンススタンダード 5「土地収用および非自発的住民移転」の規定にも適合していない点が見られる。